

協定項目 23 - 23 (2) 号 資料

その他事業（個人情報保護制度）について

1 . 協議項目の要旨・留意点

行政が保有する個人情報の保護と自己の情報の開示等を請求する権利の保障が求められ、個人の権利利益の保護が求められている。
関連資料については、別紙のとおり。

2 . 提案の理由

新市において個人情報保護制度を確立する方向で提案する。

3 . 協定（協議）先進事例

京都府 宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（未定 新設合併）

個人情報保護について

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、宮津町の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

兵庫県津名郡 5 町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日まで 新設合併）

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、東浦町の例を参考に合併時に調整をし、個人情報保護条例を制定する。

兵庫県洲本市・五色町合併協議会（平成 17 年 3 月 31 日まで 新設合併）

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、洲本市の例により新市発足まで個人情報保護条例を整備する。

4．参考法令等（条文等抜粋）

個人情報保護に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（保有する個人情報の保護）

第16条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 2 3 (2) その他事業 (個人情報保護制度)		〔電子計算組織に係る個人情報保護条例〕	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)	電子計算組織に係る個人情報保護については、未制定の団体もあるため、合併時に新たな制度を制定する。 また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	川内市電子計算組織に係る個人情報保護条例 川内市電子計算組織に係る個人情報保護条例施行規則	樋脇町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 樋脇町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	入来町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 入来町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	東郷町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 東郷町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例規則	電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例 電子計算機処理に係る個人情報保護に関する条例施行規則
目的	電子計算組織により処理する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	電子計算組織により処理する個人に関する情報の保護について必要な事項を定め、もって町民の基本的な権利を擁護するとともに福祉の向上を図り、公正で民主的な町政の発展に資することを目的とする。	電子計算組織に係る個人情報の保護及び事務の適正な運用について必要な事項を定め、もって町民の基本的な権利を擁護するとともに福祉の向上に資することを目的とする。	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
実施機関	市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
開示の請求 (情報の開示)	1. 自己を本人とする処理情報の開示を書面により請求することができる。 2. 相続人等は、規則の定めるところにより、当該死者の処理情報の開示を書面により請求することができる。 3. 法定代理人等は、本人又は相続人等に代わって前2項の規定による開示請求をすることができる。	個人に関する情報が記載されている者から、自己に関する記録の内容について請求があったときは、当該請求に係る個人の情報を開示しなければならない。	電子計算組織に個人情報記録されている者から、自己に関する個人情報の記録内容について開示の請求があったときは、法令に定めがある場合を除き当該請求に係る記録内容を開示しなければならない。	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
開示の決定等	1. 当該開示請求のあった日から15日以内に当該開示請求に係る処理情報の全部若しくは一部の開示又は不開示を決定し、その旨を当該開示請求をした者に速やかに書面により通知しなければならない。 2. 事務処理上困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。				
情報公開審査会	川内市情報公開・個人情報保護審査会 〔委員〕 5名以内(うち委員長1名) 2名が鹿児島市、3名は川内市 〔任期〕 3年 〔報酬〕 日額報酬 委員長 11,500円 委員 弁護士及び大学教授 10,300円 弁護士及び大学教授を除く者 7,100円		入来町個人情報保護審査会 〔委員〕 10名(会長…助役、副会長…総務課長) 助役、総務課長、町民課長、 税務課長又はこれらに相当する者 〔任期〕 2年		個人情報保護審査会 〔委員〕 15名(会長) 学識経験者2名、議会議員3名、関係課長から町 長が委嘱する。 〔任期〕 2年
費用負担	開示に係る手数料…無料 コピー、郵送等は実費負担				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 23 (2) その他事業 (個人情報保護制度)		〔電子計算組織に係る個人情報保護条例〕	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針 (案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	未制定 (現状は里村電子計算組織の管理運営に関する規則のみ制定)	上甌村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 上甌村電子計算組織に係る個人情報の保護に関する規則	該当なし	鹿島村電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例 鹿島村電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例施行規則	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・個人情報保護条例が整備されていない。 ・国、県の条例に添った整備を行う。
目的		桶脇町に同じ ただし、町を村に置き換える。		電子計算組織処理に係る個人情報の取扱いについて必要な事項を定めることにより、行政の円滑な運営を図りつつ、村民の権利利益を保護することを目的とする。	
実施機関					
開示の請求 (情報の開示)		桶脇町に同じ ただし、町を村に置き換える。		何人も、村長に対し、自己の処理情報について、書面により、開示を請求することができる。	
開示の決定等					
情報公開審査会					
費用負担					